

## レゴ エデュケーションと大阪市阿倍野区との包括連携に関する協定書

レゴジャパン株式会社レゴ エデュケーション（以下「甲」という。）と大阪市阿倍野区（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、「阿倍野区将来ビジョン」で掲げている「高いレベルの教育を提供、『子ども』『教育』分野への重点投資」において、特色ある学校園づくりの推進及び阿倍野区国際力向上施策を推進することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）区内各学校園の特色ある学校園づくり推進に向けた支援に関すること
- （2）区内各学校園における国際的な人材の育成の支援及び区の国際化推進に関すること
- （3）阿倍野区内外の教育事情に関する情報共有
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 連携に関する具体的内容はその都度甲及び乙で協議して定める。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条第1項に定める連携に伴い、相手方から提供された情報（口頭・文書・電磁的記録その他形態を問わず、その複製及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩し、又は第1条に規定された目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次の各号に定める情報を除く。

- （1）相手方から提供を受けた時に既に自己が所有していた情報、又は相手方から提供を受けた後に、その情報を開示する権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- （2）相手方から提供を受けた時に既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後、自らの責によらずして公知となった情報
- （3）相手方から提供を受けた時点で、既に自らが正当に保有していた情報で、かつその旨を相手方に通知したもの
- （4）法令の定めに基づき官公庁からの開示請求に応じて開示する情報、又は正当な権限を有する第三者の正当な権限に基づく開示請求に応じて開示する情報

（連携期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成26年6月11日

甲 東京都港区赤坂4丁目15番1号  
レゴジャパン株式会社レゴ エデュケーション 日本代表  
須藤 みゆき

乙 大阪府大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号  
大阪市阿倍野区長 羽東 良紘